

平成25年度当初予算(原案)について(前回からの見直し点等) 平成25年1月

今回の連合委員会にて予算原案として取りまとめ、2月9日の総務常任委員会で説明の上、最終的には3月議会に提出する予算議案として2月下旬に発表。

〓=内容の見直し等

〇〇=予算額の変更

1 広域防災 ④17,425千円→⑤17,101千円

←県レベルでの取組を連合にも反映させながら、防災・減災プランの中で取組を促す。
〔(議会指摘) 災害時における要援護者に対する取組が必要ではないか。〕

○関西広域農林水産ビジョンの策定(④0千円→⑤541千円)

←「関西広域農林水産ビジョン」の策定にあたっては、農林水産業活性化の取組を盛り込む。
〔(議会指摘) 林業振興の取組段階にはまだないとのことだが、今後は林業の活性化にも取り組んでほしい。〕

2 広域観光・文化振興 ④21,272千円→⑤31,831千円

＜文化振興：関西文化の魅力発信＞(④0→⑤4,000千円)

←連合が中心となり、情報発信の取組の強化や文化に親しむ機会の拡充(人形浄瑠璃団体に対して、出演の支援など)を図る。

〔(議会指摘) 人形浄瑠璃をテーマにした取組については、技能の研鑽にもつながる各団体のジョイント講演を企画するなど、広域連合が主体的に仕掛けて、発信する事業を考えていただきたい。〕

4 広域医療 ④215,738千円→⑤633,520千円

○ドクターヘリ運行体制(④212,774千円→⑤630,446千円[うち国庫312,690千円])

←国庫補助確保について、引き続き国との協議を進める。※国予算の動向(補助基準の見直しの可能性)
〔(議会指摘) 国庫補助は定額とのことだが、豊岡ヘリは想定を上回る運行実績となっており、これによって多くの命を救っている。運行実績を反映した国庫補助について、国と協議してほしい。〕

3 広域産業振興 ④27,854千円→⑤34,647千円(※農林水産と合わせて37,004千円)

○ビジネスサポートデスクの共同運用 ※府県市予算で協調実施

←海外の企業支援拠点の複数府県市での共同運用を実施し、中小企業等の海外展開を支援する。

〔(議会指摘) ビジネスサポートデスクの共同運用を契機として、11府県市それぞれがもっている事務所も相互利用につながるよう取組を要望する。〕

○新商品調達認定制度によるベンチャー支援(④1,308千円→⑤1,308千円)

←広域連合域内の構成府県市において随意契約が促進される様、制度と認定事業者の広報を行う。

(認定を材料に販路拡大にもつながるよう認定商品を積極的PR。認定件数増加に向け努力。)

〔(議会指摘) 画期的な取組として評価しているが費用(1,308千円)の割には契約実績(防災関連21事業、省エネ・節電関連9事業※購買実績700千円程度)が小さい。
認定件数の増加や認知度向上など、ベンチャー支援につながるよう取組を工夫してほしい。〕

5 広域環境保全 ④25,928千円→⑤26,458千円→今回の見直しは環境保全経費内での増減

○カワウ以外の他の鳥獣(シカ、イノシシ等)対策の検討(④0→⑤587千円→今回見直し1,014千円)+427千円

←各構成団体の担当者、鳥獣対策検討会委員を対象とした先進事例に係る現地研修会を開催し、検討を促進する。

〔(議会指摘) カワウ対策(18,777千円)と他の鳥獣対策(587千円)に予算上あまりにも乖離がある。関西圏域で広域対応が必要なのは、イノシシ、シカ、外来種なども同等かそれ以上。
次段階からと言わず、可能ならば25年度からもう少し具体的な取組を入れてほしい。〕

6 資格試験・免許 ④52,517千円→⑤113,506千円→112,506千円

○資格試験・免許の広域実施(④13,701千円→⑤45,350千円→今回見直し44,350千円)△1,000千円

←試験実施経費について精査・見直し。

7 広域職員研修 ④3,420千円→⑤4,139千円

□中長期的な視点からの広域課題への対応 ④84,408千円→⑤81,168千円

○地方分権改革の推進(国出先機関対策(④68,608千円→⑤68,735千円))

〔(議会指摘) 地方分権を推進する先駆けとして設立した関西広域連合が、どう取り組んでいくことになるのか。(別途協議)〕

□成長する広域連合としての的確な運営 ④205,905千円→⑤267,935千円→270,935千円

○議会費(④8,205千円→⑤9,077千円→今回見直し12,077千円)+3,000千円

←議会活動が大幅に強化されていることから議員報酬を年額から日額へ見直す。(議会要請)

議員 現行：年額24,000円→変更後：日額8,000円※本会議は日額12,000円

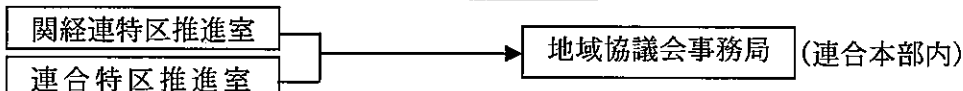
(議長：年額36,000円→日額12,000円、副議長：年額30,000円→日額10,000円)

＜関西イノベーション国際戦略総合特区の推進＞

(新⑤3,600千円)

←地域協議会事務局の体制を一元的に整備・強化

〔地域協議会自体の連合経費分〕



※経費全体は関経連と1:1で負担

※地域協議会自体の連合経費分は3府県3政令市が負担(600千円×6)

＜農林水産の振興＞ ④0→⑤2,357千円

○“おいしい! KANSAI 召し上がれ” プロモーション事業(④0千円→⑤520千円)

○“おいしい! KANSAI 召し上がれ” キャンペーン事業(④0千円→⑤866千円)

←「まず地場産・府県産、なければエリア内産」を基本に、エリア内の特産農林水産物を親しみを持って利用してもらい、より一層の消費拡大を図る運動として、まずはプロモーション事業やキャンペーン事業を実施する。

〔(議会指摘) ・府県域を超えた広域連合での事業は地産地消とは相容れないものとするがどうか。
・エリア内に大消費地があるので、構成団体の農林水産物の利用促進のため、議会から申入した。〕

平成25年度予算要求（予算原案）

（平成25年1月）

今回の連合委員会にて予算原案として取りまとめ、2月9日総務常任委員会で説明の上、
最終的には3月議会に提出する予算議案として2月下旬に発表。

（単位：千円）

〔7分野の取り組み〕	平成25年度 （要求額）	平成24年度 （当初予算）	25-24差	増減率
○ 広域防災	17,101	17,425	△324	△1.9%
○ 広域観光・文化振興	27,831	21,272	6,559	30.8%
○文化振興	(外数) 4,000	—	4,000	皆増
○ 広域産業振興	34,647	27,854	6,793	24.4%
(特区推進)	(外数) 3,600	—	3,600	皆増
○農林水産	(外数) 2,357	—	2,357	皆増
○ 広域医療	633,520	215,738	417,782	193.7%
○ 広域環境保全	26,458	25,928	530	2.0%
○ 資格試験・免許	112,506	52,517	59,989	114.2%
(資格試験人件費を除く場合)	(65,006)	(14,517)	(50,489)	(347.8%)
○ 広域職員研修	4,139	3,420	719	21.0%
〔中長期的な視点からの広域課題への対応〕	81,168	84,408	△3,240	△3.8%
〔成長する広域連合としての的確な運営〕	270,935	205,905	65,030	31.6%
(資格試験人件費を含む場合)	(318,435)	(243,905)	(74,530)	(30.6%)
総計	1,218,262	654,467	563,795	86.2%

平成25年度予算フレーム

単位：千円、%

款	項	平成24年度 (当初予算)	平成25年度 (当初予算)	増減	
				増減額	増減率
議会費	議会費	8,205	12,077	3,872	47.2
総務費	総務管理費	192,039	253,197	61,158	31.8
	企画調整費	84,408	81,168	△ 3,240	△ 3.8
	資格試験・ 免許管理費	38,000	0	△ 38,000	△ 100.0
	選挙費	164	164	0	0.0
	監査委員費	496	496	0	0.0
総務費(小計)		315,107	335,025	19,918	6.3
広域防災費	広域防災費	17,425	17,101	△ 324	△ 1.9
広域観光・ 文化振興費	広域観光・ 文化振興費	21,272	31,831	10,559	49.6
広域産業 振興費	広域産業 振興費	27,854	40,604	12,750	45.8
広域医療費	広域医療費	215,738	633,520	417,782	193.7
広域環境 保全費	広域環境 保全費	25,928	26,458	530	2.0
資格試験・ 免許費	資格試験・ 免許費	14,517	112,506	97,989	675.0
広域職員 研修費	広域職員 研修費	3,420	4,139	719	21.0
事業費(小計)		326,154	866,159	540,005	165.6
公債費	公債費	1	1	0	0.0
予備費	予備費	5,000	5,000	0	0.0
歳出合計		654,467	1,218,262	563,795	86.1

(歳入) 単位：千円、%

款	項	平成24年度 (当初予算)	平成25年度 (当初予算)	増減	
				増減額	増減率
分担金及び 負担金	負担金	547,460	785,240	237,780	43.4
使用料及び 手数料	手数料	1,120	113,626	112,506	10045.2
国庫支出金	国庫補助金	105,882	312,690	206,808	195.3
寄付金	寄付金	1	1	0	0.0
繰入金	基金繰入金	1	1	0	0.0
繰越金	繰越金	1	1	0	0.0
諸収入	預金利子	1	1	0	0.0
	雑入	1	6,702	6,701	670100.0
歳入合計		654,467	1,218,262	563,795	86.1

関西広域連合分賦金内訳(25年度予算：要求ベース)

算定条件
 ○総務費 ⇒ 管理費及び総務企画部門人件費は原則均等とする
 ただし、参加事業費が3事業以下の場合は、他団体の1/2の負担とする
 ○事業費 ⇒ 鳥取県は、3分野(観光、産業、医療)に参加
 その他の府県政令市は、全事業分野に参加
 ○特定事業費⇒ドクヘリ運航経費は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県が負担

分賦金 (単位：千円)

平成25年度当初予算(要求ベース)	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	鳥取県	徳島県	大阪府	堺市	京都市	神戸市	計	参考④
547,460	49,685	90,492	139,664	165,714	39,444	119,963	40,956	35,653	38,446	37,787	785,240	547,460

総務費 (単位：千円)

平成25年度当初予算(要求ベース)	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	鳥取県	徳島県	大阪府	堺市	京都市	神戸市	計	参考④
328,308	33,182	33,182	33,182	33,182	20,280	33,182	33,182	33,182	33,182	33,182	352,099	328,308
205,900	25,803	25,803	25,803	25,803	12,901	25,803	25,803	25,803	25,803	25,803	270,931	205,900
84,408	7,379	7,379	7,379	7,379	7,379	7,379	7,379	7,379	7,379	7,379	81,168	84,408

事業費(特定事業を含む)：平成25年度当初予算(要求ベース) (単位：千円)

平成25年度当初予算(要求ベース)	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	鳥取県	徳島県	大阪府	堺市	京都市	神戸市	計	参考④
17,425	998	1,865	6,271	3,953	709	556	1,123	355	621	651	17,101	17,425
20,152	2,298	4,856	6,945	6,769	2,167	1,584	1,539	505	1,539	930	30,711	20,152
27,854	1,759	3,174	11,690	6,403	1,215	925	2,232	599	1,031	906	30,592	27,854
0	201	282	208	531	454	318	6	10	29	26	2,357	0
0	600	600	600	600	290	600	600	600	600	600	3,600	0
3,973	290	543	1,824	1,150	206	162	123	39	68	71	4,597	3,973
105,883	9,000	42,692	68,827	106,597	1,097	860	1,738	550	961	1,007	313,586	105,883
25,928	1,544	2,885	9,702	6,116	0	860	1,738	550	961	1,007	26,458	25,928
*52,517	414	414	414	414	0	414	414	414	414	414	4,139	*52,517
3,420	16,504	57,311	106,481	132,533	7,154	86,783	7,775	2,472	5,263	4,605	433,141	3,420
219,152	16,504	57,311	106,481	132,533	7,154	86,783	7,775	2,472	5,263	4,605	433,141	219,152
441,577	40,685	47,800	70,837	59,117	22,930	37,999	40,956	35,653	38,446	37,787	471,654	441,577

※滋賀県の関係で内訳と合計額が一致しない場合があります。

平成25年度主な取組について(案)

総括表

(H25.1)

(単位:千円)

1. [7分野の取り組み]

I 広域防災			(24)17,425 (25)17,101
(1) 広域応援体制の整備	○ 「関西防災・減災プラン」の充実・発展	3,191	
	○ 災害発生時の広域応援体制の強化 (一部新規)	4,408	
(2) 防災・減災対策の推進	○ 関西広域応援訓練	8,011	
	○ 防災分野の人材育成(一部新規)	1,081	
(3) 災害対応		410	
II 広域観光・文化振興			(24)21,272 (25)27,831 文化振興(24)4,000
(1) KANSAIブランドの構築	(新) ○ KANSAI国際観光YEAR2013の実施	10,910	
	○ 海外観光プロモーションの実施	10,636	
	○ KANSAI観光大使の任命と活用	490	
	○ 新発見KANSAI百景の活用	1,000	
	○ 山陰海岸ジオパーク活動の推進	1,000	
<文化振興>	(新) ○ 関西文化の魅力発信	4,000	
(2) 基盤整備の推進	○ 通訳案内士等の人材育成	2,302	
	○ 関西全域を対象とする観光統計調査	1,083	
III-1 広域産業振興			(24)27,854 (25)34,647
(1) 「関西広域産業ビジョン2011」の着実な推進	○ 広域産業振興の取組にかかる啓発及び評価・検証	1,358	
(2) イノベーション創出環境・機能の強化	○ 産業クラスター連携	1,779	
	(新) ○ 関西イノベーション国際戦略総合特区効果の広域連合域内への波及促進	3,116	
(3) 中堅・中小企業等の国際競争力の強化	○ 合同プロモーションの推進 (一部新規)	13,137	
	○ ビジネスマッチングの促進	10,410	
	○ 公設試験研究機関の連携	2,565	
(4) 地域経済の戦略的活性化	○ 地域資源の活用	5,491	
	○ 新商品調達認定制度によるベンチャー支援	1,308	
(5) 高度人材の育成・確保	(新) ○ 産官学による高度産業人材の育成・確保の推進	564	
(特区推進)			
○ 関西イノベーション国際戦略特区の推進	(新) ○ 官民の連携体制の強化、連携業務の推進	3,600	
III-2 広域産業振興(農林水産)			(25)2,357
(1) 関西広域農林水産ビジョンの策定	(新) ○ 関西広域農林水産ビジョンの策定	541	
(2) 地産地消の推進	(新) ○ "おいしい! KANSAI召し上がれ"プロモーション事業	520	
	(新) ○ "おいしい! KANSAI召し上がれ"キャンペーン事業	886	
IV 広域医療			(24)215,738千円 (25)633,520千円
(1) 関西広域救急医療連携計画の推進	○ 関西広域救急医療連携計画の戦略的推進	1,322	
(2) 広域医療体制の確立	(拡) ○ 広域的ドクターヘリの配置・運航	630,446	
	○ 広域災害医療体制の整備	192	
(3) 人材育成	○ 救急医療人材等の育成	1,150	

V 広域環境保全			(24)25,928 (25)26,458
(1) 関西広域環境保全計画の推進	○ 関西広域環境保全計画の戦略的推進	1,399	
(2) 温室効果ガスの削減のための広域取組	(拡) ○ 住民・事業者啓発	2,286	
	○ 関西スタイルのエコポイント事業の推進	1,387	
	○ 電気自動車普及促進	1,412	
(3) 府県を越えた鳥獣保護管理の取組	○ 関西地域カワウ広域保護管理計画の推進	18,550	
	(新) ○ その他(シカ、イノシシ、外来鳥獣等)鳥獣対策	1,014	
VI 資格試験・免許			(24)52,517 (25)112,506
(1) 資格試験・免許の本格実施	○ 調理師・製菓衛生師	112,506	
	○ 准看護師	上記に含む	
VII 広域職員研修			(24)3,420 (25)4,139
(1) 広域的な視点の養成、業務執行能力の向上	○ 政策形成能力研修の実施	3,933	
を図り、職員間の交流につなげる取組	○ 団体連携型研修の実施		
(2) 集約化による効果を期待する取組	(新) ○ WEB型研修の実施に向けた検討		

など

2. [中長期的な視点からの広域課題への対応]

			(24)84,408 (25)81,168
(1) 国出先機関対策	○ 国出先機関対策	68,735	
(2) 広域企画戦略	○ 広域インフラ検討	3,000	
	○ エネルギー対策	3,183	
	○ 首都機能バックアップ構造の構築	3,000	
	(新) ○ 次期広域計画の策定	3,250	

3. [成長する広域連合としての的確な運営]

			(24)205,905 (25)270,935
(1) 広域連合の効率的運営	○ 関西広域連合委員会・関西広域連合協議会の開催、広域連合事務局運営	258,858	
(2) 広域連合議会の充実強化	○ 広域連合議会の開催、常任委員会・特別委員会活動	12,077	

平成 24 年度補正予算（第 2 号）の概要

1. 歳出予算の補正内容

ドクターヘリ事業に伴う事業費の増額等を行うとともに、併せて今後の歳入歳出について現段階における見込みにより精査を行い、経費の節減に伴う減額を行う。

款	項	目	補正額	備考
総務費	企画調整費	国出先機関別旅費	△3,000	派遣職員人件費負担金の見込みによる減額 (負担金△3,000)
事業費	広域産業振興費	広域産業振興企画費	△3,740	事業内容の見直しによる減額 報償費(△48) 旅費(△92) 委託料(△3,600)
		広域環境保全費	△500	事業費の節減による減額 報償費(△254) 旅費(△130) 需用費(△8) 役務費(△108)
	広域医療費	広域医療事業費	37,442	ドクヘリ運航経費の増額 (補助金 37,442)
	広域職員研修費	広域職員研修事業費	110	対象人員増による増額 (使用料及び賃借料 110)
予備費	予備費	予備費	△4,000	予備費の見込みによる減額
計			26,312	

2. 歳入予算の補正内容

ドクターヘリ運航経費に係る国庫補助金の減額に伴う歳入科目の振替及び上記歳出予算補正に応じた負担金の増額を行う。

款	項	目	補正額	備考
分担金及び負担金	負担金	負担金	54,803	ドクヘリ運航経費に係る国庫補助金の減額に伴う振替 ドクヘリ運航経費の増額 など
国庫支出金	国庫補助金	医療提供体制推進事業費補助金	△28,685	ドクヘリ運航経費に係る国庫補助金の減額
諸収入	雑入	雑入	194	
計			26,312	

■平成 24 年度ドクヘリ事業負担金について

8月補正後(a)		国庫補助減額後 (a)+(b)		最終額 (a)+(b)+(c)	
		(増減額(b))		*(増減額(c))	
事業費計	211,765	211,765	0	249,207	37,442
国庫補助金	105,882	77,197	△28,685	77,197	0
負担金	京都府	25,143	35,446	10,303	9,238
	兵庫県	73,938	91,226	17,288	24,366
	鳥取県	1,696	2,790	1,094	3,838
前年度精算額	5,106	5,106	0	5,106	0

負担金増額計	
京都府	19,541
兵庫県	41,654
鳥取県	4,932
合計	66,127

*増額分(c)については、さらに圧縮する方向で調整中。

※ドクターヘリ運航経費に係る負担金については、国補正（国庫補助基準の増額等）に伴い変更する可能性もあり。

平成24年度予算フレーム(2月補正後)

単位：千円、%

款	項	平成24年度 (8月補正)	平成24年度 (2月補正)	増減	
				増減額	増減率
議会費	議会費	8,205	8,205	0	0.0
総務費	(小計)	348,075	345,075	△ 3,000	△ 0.9
	総務管理費	225,007	225,007	0	0.0
	企画調整費	84,408	81,408	△ 3,000	△ 3.6
	資格試験・ 免許管理費	38,000	38,000	0	0.0
	選挙費	164	164	0	0.0
	監査委員費	496	496	0	0.0
事業費	(小計)	332,454	365,766	33,312	10.0
	広域防災費	17,425	17,425	0	0.0
	広域観光・ 文化振興費	27,272	27,272	0	0.0
	広域産業 振興費	28,154	24,414	△ 3,740	△ 13.3
	広域医療費	215,738	253,180	37,442	17.4
	広域環境 保全費	25,928	25,428	△ 500	△ 1.9
	資格試験・ 免許費	14,517	14,517	0	0.0
	広域職員 研修費	3,420	3,530	110	3.2
公債費	公債費	1	1	0	0.0
予備費	予備費	5,000	1,000	△ 4,000	△ 80.0
歳出合計		693,735	720,047	26,312	3.8

(歳入) 単位：千円、%

款	項	平成24年度 (8月補正)	平成24年度 (2月補正)	増減	
				増減額	増減率
分担金及び 負担金	負担金	577,824	632,627	54,803	9.5
使用料及び 手数料	手数料	1,120	1,120	0	0.0
国庫支出金	国庫補助金	105,882	77,197	△ 28,685	△ 27.1
寄付金	寄付金	1	1	0	0.0
繰入金	基金繰入金	2,969	2,969	0	0.0
繰越金	繰越金	5,937	5,937	0	0.0
諸収入	預金利子	1	1	0	0.0
	雑入	1	195	194	19,400.0
歳入合計		693,735	720,047	26,312	3.8

関西広域連合分賦金内訳(24年度2月補正予算:要求ベース)

算定条件
 ○総務費 → 管理費及び総務企画部門人件費は原則均等とする
 ただし、参加事業数が3事業以下の場合には、他団体の1/2の負担とする
 ○事業費 → 鳥取県は、3分野(観光、産業、医療)に参加
 その他の府県政令市は、全事業分野に参加

○特定事業費⇒ドクヘリ運航経費は、京都府、兵庫県、鳥取県が負担

分賦金 (単位:千円)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	大阪府	堺市	京都市	神戸市	計
平成24年度2月補正(要求ベース)	42,824	99,312	88,672	183,298	42,344	29,386	41,187	35,075	31,145	19,852	19,532	632,627

総務費 (単位:千円)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	大阪府	堺市	京都市	神戸市	計
平成24年度2月補正(要求ベース)	35,152	39,278	48,244	41,126	35,823	20,748	35,745	29,452	29,452	17,631	17,631	350,284
うち総務管理費	26,817	30,944	39,910	32,791	27,489	12,414	27,410	22,122	22,122	13,428	13,428	268,876
うち企画調整費	8,335	8,335	8,335	8,335	8,335	8,335	8,335	7,330	7,330	4,203	4,203	81,408

事業費(特定事業を含む):平成24年度2月補正(要求ベース) (単位:千円)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	大阪府	堺市	京都市	神戸市	計
広域防災(人口)	1,063	1,987	6,681	4,211	755		592	1,049	331	369	387	17,425
広域観光・文化振興(人口50・宿泊施設数50)	2,073	4,407	6,171	6,209	1,928	1,368	1,600	1,089	250	682	375	26,152
広域産業振興(人口50・事業所数50)	1,444	2,643	9,717	5,323	1,002	539	764	1,642	433	484	424	24,414
広域医療(人口)	245	457	1,538	968	174	102	136	173	55	61	64	3,973
ドクヘリ運航経費(特定事業)		44,684		115,592		6,628						166,904
広域環境保全(人口)	1,551	2,899	9,749	6,145	1,102	0	864	1,531	484	539	565	25,428
資格試験(受験者数)	783	2,444	6,061	3,120	1,047		972					14,517
広域職員研修	513	513	513	513	513	0	513	139	139	86	86	3,530
計	7,672	60,034	40,430	142,081	6,521	8,637	5,441	5,623	1,692	2,221	1,901	282,343

※繰越処理の関係で内訳と合計額が一致しない場合があります。

ドクヘリ除いた場合の総計	42,824	54,628	88,672	67,706	42,344	22,758	41,187	35,075	31,145	19,852	19,532	465,723
--------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

条例改正等について（3月定例会予定議案）

関西広域連合本部事務局

平成 25 年 1 月 24 日

1. 条例改正の件

(1) 関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

議員報酬について、年額から日額への見直しを行う。

議 員 現行：年額 24,000 円 → 変更後：日額 8,000 円

〔	議 長	年額 36,000 円 →	日額 12,000 円	〕
	副議長	年額 30,000 円 →	日額 10,000 円	

※ 本会議の日については、上記の額に 100 分の 50 に相当する額を加算する。

(2) 関西広域連合職員定数条例

平成 25 年度からの資格試験・免許事務の実施に向け、組織体制の整備のため、所要の改正を行う。

区 分	現 行		改 正 後	
	定数	実員	新規	摘 要
① 広域連合長の事務部局	20	19		
② 議会の事務部局	5	3		
③ 選挙管理委員会の事務部局	(2)	—		
④ 監査委員の事務部局	(2)	—		
⑤ 資格試験・免許事務に従事する職員	—	—	5	スタート時点の体制
⑥ 特定の課題に従事する職員（国出先 P T）	10	7		

(3) 関西広域連合附属機関設置条例

資格試験委員の附属機関としての設置根拠規定を整備する。

現行（5 機関）	追加（3 機関）
連合協議会	准看護師試験委員
情報公開審査会	調理師試験委員
個人情報保護審議会	製菓衛生師試験委員
非常勤職員災害補償認定委員会	
非常勤職員災害補償審査会	

(4) 関西広域連合手数料条例

資格試験・免許事務に係る手数料の規定を整備。

（現行 2 府 4 県の最低単価を採用することで、全国最低水準とする）

区 分	①免許(新規)	②試験(出願)
准看護師に関する手数料（案）	5,300 円	6,900 円
調理師に関する手数料（案）	5,600 円	6,100 円
製菓衛生師に関する手数料（案）	5,600 円	9,400 円

※上記以外に、③免許書換え、④再交付、⑤その他手数料もあわせて規定

2. 公平委員会に係る事務委託の件

関西広域連合の公平委員会の事務については構成団体へ委託しており、今回、関係団体と協議（大阪府とは委託の、京都府とは委託廃止の協議）をすることについて、議決を求めるもの。

	H23～	H25～（案）	H27～（予定）
公平委員会（自治法委託）	京都府	大阪府	和歌山県

（参考）選挙管理委員会委員の委嘱については、滋賀県、京都府、大阪府の順

資格試験・免許事務に係る手数料（案）

区 分		准看護師	調理師	製菓衛生師
①	免許手数料	5,300円	5,600円	5,600円
②	試験手数料	6,900円	6,100円	9,400円
③	免許証書換え交付手数料	3,400円	3,200円	2,800円
④	免許証再交付手数料	4,100円	3,600円	3,500円
⑤ その他				
再 教 育 研 修 関 係	再教育研修手数料(第1号)	37,000円	/	/
	再教育研修手数料(第2号)	76,000円		
	再教育研修修了登録申請 手数料	4,100円		
	再教育研修修了登録証 書換え交付手数料	3,400円		
	再教育研修修了登録証 再交付手数料	4,100円		
各 種 証 明	試験合格証明書交付 手数料	3,000円	-	-
	その他上記に定めのない 証明書の交付手数料	400円	400円	400円

関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成23年条例第7号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>（議員報酬の額）</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 <u>（定例会及び臨時会に出席する場合にあっては、当該各号に定める額にその100の50に相当する額を加算した額）</u>とする。</p> <p>(1) 議長 <u>月額12,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>月額10,000円</u></p> <p>(3) 議員（議長及び副議長を除く。） <u>月額8,000円</u></p> <p>（議員報酬の支給）</p> <p>第3条 <u>議員報酬は、公務のため出務した日数に応じて支給する。</u></p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>3 削除</u></p> <p><u>4 削除</u></p> <p><u>附 則（平成25年3月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（議員報酬の額）</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 <u>年額36,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>年額30,000円</u></p> <p>(3) 議員（議長及び副議長を除く。） <u>年額24,000円</u></p> <p>（議員報酬の支給）</p> <p>第3条 <u>議員報酬は、その年度分を年度末月に支給する。ただし、年度の中途においてその職を離れた者に対する議員報酬は、その都度支給する。</u></p> <p><u>2 新たに議員になった者にはその月から報酬を支給し、議員が議長若しくは副議長に就任し、又は議長若しくは副議長を退任したことにより議員報酬の額に異動を生じた場合には、その月から新たな職に対する報酬を支給する。</u></p> <p><u>3 議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会解散によりその職でなくなったときは、その報酬の額は、その在職月数を基礎として月割により計算した額とする。</u></p> <p><u>4 任期満了、辞職、失職、除名又は議会解散した月において再び同一の職に選挙された場合には、前項の規定にかかわらず、議員報酬を重複して支給しない。</u></p>

関西広域連合職員定数条例（平成 22 年関西広域連合条例第 4 号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項の規定に基づき、関西広域連合の広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の職員（国又は他の地方公共団体から派遣された職員を含み、臨時的に任用された者を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定数）</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次の各号に掲げる事務部局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 広域連合長の事務部局の職員 20 人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 5 人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2 人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 2 人</p> <p>2 前項に定めるほか、<u>次の各号に掲げる職員の定数を、それぞれ当該各号に定める人数とする。</u></p> <p><u>(1) 資格試験・免許事務（関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号）第 4 条第 1 項第 7 号に掲げる事務をいう。）に従事する職員 5 人</u></p> <p><u>(2) 特定の課題に従事する職員 10 人</u></p> <p>3 第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する職員は、広域連合長の事務部局の職員をもって充てることができる。</p> <p>（定数外職員）</p> <p>第 3 条 休職、育児休業等により長期にわたり職務に従事しない職員は、前条第 1 項に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>（定数の配分）</p> <p>第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者の定めるところによる。</p> <p><u>附 則（平成 25 年 3 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項の規定に基づき、関西広域連合の広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の職員（国又は他の地方公共団体から派遣された職員を含み、臨時的に任用された者を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定数）</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次の各号に掲げる事務部局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 広域連合長の事務部局の職員 20 人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 5 人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2 人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 2 人</p> <p>2 前項に定めるほか、<u>特定の課題に従事する職員の定数を、10 人とする。</u></p> <p>3 第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する職員は、広域連合長の事務部局の職員をもって充てることができる。</p> <p>（定数外職員）</p> <p>第 3 条 休職、育児休業等により長期にわたり職務に従事しない職員は、前条第 1 項に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>（定数の配分）</p> <p>第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者の定めるところによる。</p>

関西広域連合附属機関設置条例（平成 23 年関西広域連合条例第 3 号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行																																				
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、関西広域連合が設置する附属機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西広域連合協議会</td> <td>関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号）第 16 号に規定する事項についての調査審議に関する事務</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合情報公開審査会</td> <td>関西広域連合情報公開条例（平成 23 年関西広域連合条例第 4 号）第 20 条に規定する不服申立てについての調査審議に関する事務</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合個人情報保護審議会</td> <td>関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第 5 号）第 7 条第 3 項第 6 号、第 7 条第 5 項ただし書、第 8 条第 1 項第 8 号、第 8 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 42 条及び第 58 条第 1 項に規定する事項についての調査審議に関する事務</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合非常勤職員災害補償認定委員会</td> <td>関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 3 条第 3 項の規定による認定に係る意見に関する事務</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合非常勤職員災害補償審査会</td> <td>関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 17 条第 2 項の規定による不服申立ての審査等に関する事務</td> </tr> <tr> <td><u>関西広域連合准看護師試験委員</u></td> <td><u>保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 15 条第 2 項の規定による処分に係る意見及び同法第 25 条第 1 項の規定による准看護師試験の実施に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td><u>関西広域連合調理師試験委員</u></td> <td><u>調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験の実施に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td><u>関西広域連合製菓衛生師試験委員</u></td> <td><u>製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定による製菓衛生師試験の実施に関する事務</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(委任)</p> <p>第 2 条 前条の表に掲げる附属機関の組織その他必要な事項は、規則で別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（平成 25 年 3 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	名称	担任する事務	関西広域連合協議会	関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号）第 16 号に規定する事項についての調査審議に関する事務	関西広域連合情報公開審査会	関西広域連合情報公開条例（平成 23 年関西広域連合条例第 4 号）第 20 条に規定する不服申立てについての調査審議に関する事務	関西広域連合個人情報保護審議会	関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第 5 号）第 7 条第 3 項第 6 号、第 7 条第 5 項ただし書、第 8 条第 1 項第 8 号、第 8 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 42 条及び第 58 条第 1 項に規定する事項についての調査審議に関する事務	関西広域連合非常勤職員災害補償認定委員会	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 3 条第 3 項の規定による認定に係る意見に関する事務	関西広域連合非常勤職員災害補償審査会	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 17 条第 2 項の規定による不服申立ての審査等に関する事務	<u>関西広域連合准看護師試験委員</u>	<u>保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 15 条第 2 項の規定による処分に係る意見及び同法第 25 条第 1 項の規定による准看護師試験の実施に関する事務</u>	<u>関西広域連合調理師試験委員</u>	<u>調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験の実施に関する事務</u>	<u>関西広域連合製菓衛生師試験委員</u>	<u>製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定による製菓衛生師試験の実施に関する事務</u>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、関西広域連合が設置する附属機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西広域連合協議会</td> <td>関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号）第 16 号に規定する事項についての調査審議に関する事務</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合情報公開審査会</td> <td>関西広域連合情報公開条例（平成 23 年関西広域連合条例第 4 号）第 20 条に規定する不服申立てについての調査審議に関する事務</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合個人情報保護審議会</td> <td>関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第 5 号）第 7 条第 3 項第 6 号、第 7 条第 5 項ただし書、第 8 条第 1 項第 8 号、第 8 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 42 条及び第 58 条第 1 項に規定する事項についての調査審議に関する事務</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合非常勤職員災害補償認定委員会</td> <td>関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 3 条第 3 項の規定による認定に係る意見に関する事務</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合非常勤職員災害補償審査会</td> <td>関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 17 条第 2 項の規定による不服申立ての審査等に関する事務</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(委任)</p> <p>第 2 条 前条の表に掲げる附属機関の組織その他必要な事項は、規則で別に定める。</p>	名称	担任する事務	関西広域連合協議会	関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号）第 16 号に規定する事項についての調査審議に関する事務	関西広域連合情報公開審査会	関西広域連合情報公開条例（平成 23 年関西広域連合条例第 4 号）第 20 条に規定する不服申立てについての調査審議に関する事務	関西広域連合個人情報保護審議会	関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第 5 号）第 7 条第 3 項第 6 号、第 7 条第 5 項ただし書、第 8 条第 1 項第 8 号、第 8 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 42 条及び第 58 条第 1 項に規定する事項についての調査審議に関する事務	関西広域連合非常勤職員災害補償認定委員会	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 3 条第 3 項の規定による認定に係る意見に関する事務	関西広域連合非常勤職員災害補償審査会	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 17 条第 2 項の規定による不服申立ての審査等に関する事務	<u>(新規)</u>		<u>(新規)</u>		<u>(新規)</u>	
名称	担任する事務																																				
関西広域連合協議会	関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号）第 16 号に規定する事項についての調査審議に関する事務																																				
関西広域連合情報公開審査会	関西広域連合情報公開条例（平成 23 年関西広域連合条例第 4 号）第 20 条に規定する不服申立てについての調査審議に関する事務																																				
関西広域連合個人情報保護審議会	関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第 5 号）第 7 条第 3 項第 6 号、第 7 条第 5 項ただし書、第 8 条第 1 項第 8 号、第 8 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 42 条及び第 58 条第 1 項に規定する事項についての調査審議に関する事務																																				
関西広域連合非常勤職員災害補償認定委員会	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 3 条第 3 項の規定による認定に係る意見に関する事務																																				
関西広域連合非常勤職員災害補償審査会	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 17 条第 2 項の規定による不服申立ての審査等に関する事務																																				
<u>関西広域連合准看護師試験委員</u>	<u>保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 15 条第 2 項の規定による処分に係る意見及び同法第 25 条第 1 項の規定による准看護師試験の実施に関する事務</u>																																				
<u>関西広域連合調理師試験委員</u>	<u>調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験の実施に関する事務</u>																																				
<u>関西広域連合製菓衛生師試験委員</u>	<u>製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定による製菓衛生師試験の実施に関する事務</u>																																				
名称	担任する事務																																				
関西広域連合協議会	関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号）第 16 号に規定する事項についての調査審議に関する事務																																				
関西広域連合情報公開審査会	関西広域連合情報公開条例（平成 23 年関西広域連合条例第 4 号）第 20 条に規定する不服申立てについての調査審議に関する事務																																				
関西広域連合個人情報保護審議会	関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第 5 号）第 7 条第 3 項第 6 号、第 7 条第 5 項ただし書、第 8 条第 1 項第 8 号、第 8 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 42 条及び第 58 条第 1 項に規定する事項についての調査審議に関する事務																																				
関西広域連合非常勤職員災害補償認定委員会	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 3 条第 3 項の規定による認定に係る意見に関する事務																																				
関西広域連合非常勤職員災害補償審査会	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 9 号）第 17 条第 2 項の規定による不服申立ての審査等に関する事務																																				
<u>(新規)</u>																																					
<u>(新規)</u>																																					
<u>(新規)</u>																																					

関西広域連合手数料条例（平成 24 年関西広域連合条例第 2 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行												
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 228 条第 1 項の規定に基づき、関西広域連合の事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 関西広域連合は、地方自治法第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務につき、<u>別表</u> に定める手数料を徴収する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（納付の方法）</p> <p>第 3 条 手数料は、前納しなければならない。</p> <p>（還付）</p> <p>第 4 条 既納の手数料は、還付しない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p> <p><u>附 則（平成 25 年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、この条例の施行の日以後受理する申請から適用する。</u></p> <p><u>別表（第 2 条関係） ※別紙参照</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 228 条第 1 項の規定に基づき、関西広域連合の事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 関西広域連合は、地方自治法第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務につき、<u>次の表</u> に定める手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">事務の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(1) 通訳案内士登録申請手数料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく通訳案内士登録の申請に対する審査</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(2) 通訳案内士登録証訂正申請手数料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>通訳案内士法第 23 条第 2 項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正の申請に対する審査</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(3) 通訳案内士登録証再交付申請手数料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>通訳案内士法第 24 条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付の申請に対する審査</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（納付の方法）</p> <p>第 3 条 手数料は、前納しなければならない。</p> <p>（還付）</p> <p>第 4 条 既納の手数料は、還付しない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p> <p><u>（追加）</u></p>	名称	事務の区分	金額	<u>(1) 通訳案内士登録申請手数料</u>	<u>通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく通訳案内士登録の申請に対する審査</u>	<u>5,000 円</u>	<u>(2) 通訳案内士登録証訂正申請手数料</u>	<u>通訳案内士法第 23 条第 2 項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正の申請に対する審査</u>	<u>4,000 円</u>	<u>(3) 通訳案内士登録証再交付申請手数料</u>	<u>通訳案内士法第 24 条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付の申請に対する審査</u>	<u>4,000 円</u>
名称	事務の区分	金額											
<u>(1) 通訳案内士登録申請手数料</u>	<u>通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく通訳案内士登録の申請に対する審査</u>	<u>5,000 円</u>											
<u>(2) 通訳案内士登録証訂正申請手数料</u>	<u>通訳案内士法第 23 条第 2 項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正の申請に対する審査</u>	<u>4,000 円</u>											
<u>(3) 通訳案内士登録証再交付申請手数料</u>	<u>通訳案内士法第 24 条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付の申請に対する審査</u>	<u>4,000 円</u>											

別表（第2条関係）

名称		事務の区分		金額
通 訳 案 内 士 法 関 係	(1) 通訳案内士登録申請手数料	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第20条第1項の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査		5,000円
	(2) 通訳案内士登録証訂正手数料	通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正		4,000円
	(3) 通訳案内士登録証再交付手数料	通訳案内士法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付		4,000円
保 健 師 助 産 師 看 護 師 法 関 係	(1) 准看護師免許手数料	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この部において「法」という。）第8条の規定に基づく准看護師の免許		5,300円
	(2) 准看護師再教育研修手数料	法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた准看護師に対する准看護師再教育研修	37,000円
			法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対する准看護師再教育研修	76,000円
	(3) 准看護師再教育研修修了登録申請手数料	法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請に対する審査		4,100円
	(4) 准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料	法第15条の2第5項及び第16条の規定に基づく准看護師に係る再教育研修修了登録証の書換え交付		3,400円
	(5) 准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	法第15条の2第5項及び第16条の規定に基づく准看護師に係る再教育研修修了登録証の再交付		4,100円
(6) 准看護師試験手数料	法第18条の規定に基づく准看護師試験の実施		6,900円	

	(7) 准看護師試験合格証明書交付手数料	法第18条及び第28条の規定に基づく准看護師試験合格証明書の交付	3,000円
	(8) 准看護師免許証書換え交付手数料	保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この部において「政令」という。）第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	3,400円
	(9) 准看護師免許証再交付手数料	政令第7条第2項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	4,100円
調理師法関係	(1) 調理師免許手数料	調理師法（昭和33年法律第147号。以下この部において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく調理師の免許	5,600円
	(2) 調理師試験手数料	法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施	6,100円
	(3) 調理師免許証書換え交付手数料	調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この部において「政令」という。）第13条第1項の規定に基づく調理師免許証の書換え交付	3,200円
	(4) 調理師免許証再交付手数料	政令第14条第1項の規定に基づく調理師免許証の再交付	3,600円
製菓衛生師法関係	(1) 製菓衛生師免許手数料	製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下この部において「法」という。）第3条の規定に基づく製菓衛生師の免許	5,600円
	(2) 製菓衛生師試験手数料	法第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験の実施	9,400円
	(3) 製菓衛生師免許証書換え交付手数料	製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下この部において「政令」という。）第5条第1項の規定に基づく製菓衛生師免許証の書換え交付	2,800円
	(4) 製菓衛生師免許証再交付手数料	政令第6条第1項の規定に基づく製菓衛生師免許証の再交付	3,500円
申請に対し行う各種の証明事務のうち、この表の他の部に定めのないものに係る証明書の交付については、1通につき400円とする。			

※ 大阪府議会においても
同様の議決予定

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の件

関西広域連合の公平委員会の事務の委託について、次のように規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議決を求める。

平成25年 月 日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合告示第 号

関西広域連合と大阪府との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約
（委託事務の範囲）

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項に掲げる公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を同法第7条第4項の規定により大阪府（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行の方法については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担し、これに相当する金額を乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙が協議して定める。この場合において、乙は、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならない。

（補則）

第4条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

※ 京都府議会においても
同様の議決予定

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の廃止の件

関西広域連合と京都府との間の公平委員会に係る事務委託に関する規約（平成23年関西広域連合告示第2号）を平成25年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議決を求める。

平成25年 月 日提出

関西広域連合長 井戸敏三